

東広島市農業委員会令和4年10月（第10回）総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月31日(月) 午後14時00分から15時20分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 17人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	木原省五	3	清水壽昭	5	台川洋子
7	岡土居正弘	8	古本啓之	11	黒川克輝
12	荒谷義憲	13	住井正美	15	原茂正
16	吉高信夫	17	長原毅	18	在間輝昭
19	仲伏英雄	20	杉本源藏	22	高尾昭臣
23	古川みどり	24	土井浩文		

- 4 欠席委員 6人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	4	窪田恒治	6	小倉亜紗美
9	大月みどり	10	岡本義則	21	脇坂俊之

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 5番 台川洋子 委員 7番 岡土居正弘 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について

議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定による農用地利用集積計画案に対する意見決定について

- 議案第 55 号 農地法関係事務処理要領の一部改正について
議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 57 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 59 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 34 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 35 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 36 号 東広島市長からの農地の現況照会について
報告第 37 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
報告第 38 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本	越	秀	己
局長補佐	大	下	宏	治
局長補佐	定	井	芳	紀
農地保全係主査	合	原	茂	宏
農地係主査	和	田	麻	依子
農地係主任	豊	田		宏
農地保全係主任主事	坂	見	浩	充
農地保全係一般事務員	西	田	直	子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 崎 里 恵

議 長	<p>それでは、これより10月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をさせていただきます。</p> <p>在任委員数23人中17名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、5番台川委員さん、7番岡土居委員さんを指名します。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和4年10月31日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、議案第53号で農地中間管理機構により集積する農地は全て次の議案第54号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。したがって、農地中間管理機構を介した農地の貸借という点で密接に関連しております議案第53号と議案第54号は併せての説明をお願いしようと思っておりますが、異議はございませんか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、この案件は東広島市長から意見を求められているため、議案第53号と議案第54号を併せて農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
崎 里 主 査	<p>それではまず、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。</p> <p>座って説明させていただきます。</p> <p>議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）についてご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回、利用集積計画につきましては、3件、220㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら11月4日付で公告をさせていただくものでございます。</p> <p>続きまして、総会議案の議案第54号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>利用配分計画案につきましては、3件、220㎡でございます。これは、先ほどの議案第53号にてご説明いたしました利用集積計画により農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会にていただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>まず、議案第53号についてご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長</p>

議 長	へ回答することに決定いたします。 次に、議案第54号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。 この議案は、先ほど議案第53号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。 それでは、議案第54号についてご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
住 井 委 員	13番住井。ちょっと聞いてみるけど、これ道にするん、たったこれだけの面積。これ農地として使われやすまあ。
崎 里 主 査	面積は小さいんですけども、これは以前農地整備事業によりまして以前設定済みのところの整備を行ったものでございます。
住 井 委 員	分筆するということ、これ。
崎 里 主 査	分筆も含まれております。
住 井 委 員	意味が分からん。これ大きな田の一部じゃろう。ここだけ単独でありゃへんのじゃろう、この番地が。96㎡ってちょびっとよ。96㎡、32㎡というたら一部と書いてある、一部というたら分筆するんじゃろう。
本 越 局 長	圃場整備をしようとして、圃場整備に併せて区画をきれいにするために今回ここにある3筆について利用権設定する。
住 井 委 員	圃場整備するということから出すんじゃろう。する前から、早う出すん。
本 越 局 長	これは利用権設定で圃場整備するのにちゃんと利用権が設定されていないとできないので、それで合わせる形でやるんで、これは小さい筆とあと一部をやるものです。
住 井 委 員	でも、これは一部で32㎡と書いてあるんで。一部というたら一番地じゃろう。
本 越 局 長	3筆ありますよね。9-3が一部で、あとの2筆はそれぞれ。それで、9-3は5341-1のうちの32㎡、あとの9-1と9-2はそれぞれそれだけの筆の田です。
住 井 委 員	それは残っとるということ。
本 越 局 長	そういうことです。
議 長	よろしいでしょうか。
住 井 委 員	はい。
議 長	ほかにご意見はありませんか。
	< なし >
議 長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第54号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第54号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 では、農林水産課の崎里さん、ありがとうございました。
長 原 委 員	ちょうど農林水産課の方が来られとるんで、17番の長原です。 聞いてみたいんですけど、3月に農振の除外のあれがありましたね。それで告示されて決定されたということなんですが、その後、除外された農地について、計画どおりに転用とか売るといようなことはできんようなという事態があるんです。その場合に農用地区域から除外した農地については、その後どういう措置をされるんですか。例えば除外した土地はそのまま未来永劫に除外された農用地になるのか、それとも今回そういう事態になったんで農用地区域に戻すのか、どうなんですか、どっちなんですか、基準もあるじゃろうか。
議 長	休憩をちょっと取らせてください。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	それでは、休憩を閉じます。

議 長	次に、議案第55号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	<p>議案の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第55号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」でございます。座って説明をさせていただきます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>本委員会において策定しております農地法関係事務処理要領につきまして、国から運用に係る通知文書が出されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。</p> <p>主な改正点でございます。</p> <p>1点目といたしまして、農地法許可制度について、農地法に基づく許可、不許可の法的性質、処分に不服がある場合の救済手続等を明記いたします。これは以前からの取扱いが変更になるものではなく、事務処理要領にこういった基本的事項に係る記載がなかったということから、改めて冒頭の部分に明記するものでございます。</p> <p>次に、2点目といたしまして、農地を一時的にイベント会場等として利用する場合の取扱いにつきまして、農地の区画や形質を変更することなく、1日から2日間程度のごく短い期間のみ利用するものであって、その利用が終了すれば直ちに耕作可能な状態となることが明白な場合は、農地転用に該当しないということを明記いたします。これは、事前に送付いたしました議案第55号の参考資料の1枚目に国の通知文書を付けておりますので、ご参照いただきたいと思っております。</p> <p>3点目といたしまして、家畜の死体の埋却に供するときの農地転用につきまして、家畜の所有者が飼養衛生管理基準に従い、家畜伝染病の発生に備えて、事前に埋却地とするために確保する土地であって、専ら埋却地として使用することを予定したのものについては、農業用施設に該当し、農地転用許可の対象となることを明記いたします。これも、事前に送付いたしました参考資料の2枚目にこの該当部分の通知文書を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思っております。</p> <p>なお、改正後の農地法関係事務処理要領につきましては、本日机上に配付しておりますのでご覧いただき、ご参照いただきたいと思っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。議案第55号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」は、議案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第55号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」は、議案のとおり改正することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
豊 田 主 任	<p>それでは、総会議案の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第56号についてご説明いたします。</p> <p>今月は12件の申請がありました。内訳は8ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>まず、120-1、121-2はお互いの農地の交換であり関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>交換により、受人、渡人ともに経営地隣接の農地を取得するため申請されたものです。受人のうち●●氏は2人、●●氏は1人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、122-3でございます。</p>

豊田主任	<p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。なお、受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付しておりますが、受人は法人の構成員であり従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しております。</p> <p>続いて、123-4でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は、●歳の方でございます。このたび親戚である渡人から農地を引き継ぎ、夫婦で営農をされる計画でございます。申請地では引き続き水稻を作付する計画で、渡人や農業経験のある地元住民等に教わりながら営農に従事される計画でございます。</p> <p>続いて、124-5でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、125-6でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、126-7でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、127-8でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、128-9でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、129-10でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、130-11でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、131-12でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。なお、申請地の一部に農業用倉庫を設置していることから、取得と同時に農業用施設届出を提出するよう指導しております。</p> <p>以上、12件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
在間委員	<p>18番在間ですけども、123、124、126、127、128は事前の件というか、126の●●さんのところのおじいさんが亡くなられて、空き家になったんですけども、その空き家を124番の●●さんの妹さんが、今は町外に出られとんですけれども借りて、そこに住まれるということで、近所で五、六軒というような話をされて、荒れていくのがいけないんで何とかしようということでお話されたみたいですけども。妹さんがもらう土地は家の前の土地と横の土地だけなんですけど、あと残った土地がかなりあって、それを皆さんで分けて取得をしようということで話をされて、これはよく講中である話なんですけれども、それを機にそれぞれ家に近い田んぼをお互いに売り買いして、取得もしとるけども出しとる人もおるんですけども。管理しやすいように荒れないように、家の近くで集めて取得してということで出された、なかなか斬新で漸進的な考え方で感心したんですけども。そういうことです、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ご説明ありがとうございました。</p>

議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	議案の9ページをお願いいたします。 議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明をさせていただきます。 10ページをお願いいたします。 今月は5件の申請がございました。 まず、34-1は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。 申請地は、●●の東約300mに位置する農用地区域内の農地で、申請人は同地区にお住まいの方でございます。複数所有する田のうち、申請地に市内の山林開発による残土を搬入し、今後は畑として利用するため、一時転用許可申請をされたものでございます。このように、申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく農地改良に着手されておりましたので、作業は中断させ、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。 なお、申請地は農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、35-2は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。 申請地は、●●から●●を挟んで西側に位置する農用地区域内の農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。耕作中の田の一部に市内の建設残土を搬入し、今後は自家用野菜を栽培する畑として利用するため、一時転用許可申請をされたものでございます。申請地は農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、先ほどと同様に、一時的な利用に供するものとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号36-3は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の南東約300mに位置し、市街化区域に近接する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は高齢により管理が難しくなった申請地に共同住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。 なお、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 続きまして、申請番号37-4は、●●における貸駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の東約400mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、現在、申請地から遠方に居住し、農地の管理が難しくなっており、駐車場として引き合いのある申請地を貸駐車場として利用するため、転用許可申請をされたものでございます。このように、申請地の一部におきましては、農地転用の許可を得ることなく、既に以前から貸駐車場として使用されておりました。事後の申請となったことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。 最後に、申請番号38-5は、●●における墓地への転用事案でございます。 申請地は、●●に隣接する小集団の第2種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請の墓地は、現在、申請地から離れた山中にあり、墓参りに行くことが困難となっていることから、実家に隣接する申請地に移転するため、転用許可申請をされたものでございます。

大 下 局 長 補 佐	<p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号34-1と35-2を意見聴取し、異議がなければ許可するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから何かありましたら補足説明等をよろしくお願ひします。</p>
長 原 委 員	<p>17番の長原です。</p> <p>土地改良2件ですが、これの今写真を見たんですけど、土地改良するための土を何か真砂土みたいなのを入れとる。当然1年後には多分野菜とかなんとかを作られるはずなんですけど、真砂土で物ができるのかな。そいで、写真を見ると上土の土は奥へ置いとるわけですか、今までのを置いとる状態になっとんのですか。多分あの奥のほうに田んぼの元の土が寄せてあって、それで真砂土を入れて、その上へ耕土を敷くという工法何ですか。どうなんですか。何でもこういうことを言うかといいますと、土地改良の場合は当然農地として利用しようという土地改良をするんでしょうけども、ほとんどが真砂土。その上へ耕土を載せてやるのであれば農作物を作れる状態なんですけど、それを全くやらない土地改良が多いんです。それで、5年前に我々の地区なんですけど、土地改良をやって野菜を作るからということでやられたんです。土地改良は真砂土ばあとやって、その後1作も野菜を作ってない。それで今現在何をやりよう、グラウンドゴルフ場ですよ。ほいで、この間分かったから、転用申請せえという話をしたんです。どうも土地改良はあやふやなん。真砂土を持ってきてそのままやって、あとは転用もしようという感じなんよね、土地改良は。それで建設残土の処分として土地改良をやるというて、建設残土を入れたら作物なんかはできませんよ。そういう状態が多いんです。どう思われます、これ。この場合はどうも耕土を向こうのほうへ寄せてあるから、真砂土を入れて土を上げて、その上へ耕土を持ってきて野菜なり何なりを作るというようなことだろうと思うんじやけど、ほとんどがそうはやってないだろうと。特に建設残土を持ってきたら、農地は農地として、事はできやへんのです。だから、もう少し審査を厳しゅうやらにゃいけん。私はそう思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ご意見ありがとうございます。今言われるようにいろいろ、真砂土の例ということもあるんですが、今後もそういう後をどういう風にするか諮っていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
古 川 委 員	<p>23番古川です。</p> <p>真砂土で野菜ができないということはないと思います。因島では、真砂土なんですけど、立派にサヤインゲンとか作ってらっしゃいます。行ってびっくりですけど、こんなところできるのと思ひながらも、たくさん作っておられるんです、ビニールハウスを建てたりして。だから、あとはもう農業委員として見守っていくしかないのかなと思います。そのとおりしてくださるかどうか確認をしたほうが良いと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後そういう動きがあるか確認していくということで。意見としてありがとうございました。</p> <p>ほかにご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請について」、34-1、35-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請について」、34-1、35-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワー</p>

議 長	<p>ク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
和田主査	<p>それでは、総会議案の11ページをご覧ください。</p> <p>議案第58号について説明いたします。</p> <p>初めに、議案の差し替えがございます。</p> <p>本日お配りしております2枚の資料でございます。ページ番号15、16及び17、18と両面印刷されているものをご覧ください。既にお配りしております総会議案の中の議案番号150-13について、申請人より申請の取下げがございましたので議案より削除させていただきました。つきましては、今月の申請は28件となります。内訳については、本日お配りした18ページに記載がございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、138-1について説明します。</p> <p>申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。一般住宅及び道路への転用事案です。受人は、●●に居住されております。このたび実家に隣接している父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものです。申請地は一部既に住宅へ進入するための道路となっております。このたび始末書を添付され、申請をされております。</p> <p>なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、139-2から141-4は同一案件ですので、一括して説明いたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き宅地建物取引業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅を40棟建築、販売するため、転用しようとするものです。</p> <p>なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、142-5について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き貨物自動車運送事業を営む会社です。受人は事務所敷地では車両を置くスペースがないため適地を探していたところ、本申請地を貸してもらえらることとなり、およそ5年ほど前から駐車場として使用されています。申請地は、渡人の父の代から資材置場としてほかの事業者には貸されていた経緯もあり、そのまま使用されていましたが、農地転用の許可を取っていないことが判明したため、このたび始末書とともに農地転用許可の追認の手続をされたものです。</p> <p>それでは、143-6について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き建設工事の設計、施工及び産業廃棄物の処理業、採石業等を営む会社です。このたび事業拡大に伴い新たな資材置場が必要となったため、申請地を資材置場及び駐車場として転用しようとするものです。</p> <p>続いて、144-7について説明します。</p> <p>倉庫への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。このたび公共移転に伴い現在の肥料倉庫及び農薬倉庫を移転する必要が生じたため、本申請地に倉庫を2棟建築しようとするものです。</p> <p>なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、145-8から149-12は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。</p> <p>受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。145-8は、●●におきまして広●●の北東に位置する第2種農地でございます。146-9と147-10は、ともに●●におきまして</p>

和田 主 査	<p>て●●の南及び南西に位置する第2種農地です。148-11は、●●におきまして●●の北西に位置し、都市計画法に規定する用途地域が定められた第3種農地です。149-12は、●●におきまして●●との町境にほど近い第2種農地となっております。売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、150-13について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、151-14について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は●●に居住され、個人で土木、管工業を営んでおられます。このたび事業拡張により、資材置場を本申請地に設置するものです。</p> <p>続いて、152-15について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き土木建築業を営む法人です。このたび事業拡張により、資材置場を本申請地に設置するものです。現地につきましては、所有者の希望により譲受人が砂利を敷いてしまっており、始末書を添付して、このたび申請をされております。</p> <p>続いて、153-16から159-22は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を6基設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、160-23について説明します。</p> <p>宅地拡張での転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は、申請地の隣接地に居住されています。このたび宅地を拡張し庭敷とするため、本申請地を転用しようとするものです。</p> <p>続いて、161-24について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の西に位置する第3種農地です。受人は、●●に本店を置き土木建築業等を営む法人です。このたび事業拡張により、資材置場を本申請地に設置するものでございます。</p> <p>続いて、162-25から165-28は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>受人は、●●に本店を置き半導体等電子部品製造業を営む会社です。162-25、163-26につきましては、駐車場への転用事案となっております。現在従業員の駐車場が不足しているため、駐車場を設ける計画でございます。ご覧のとおり一部農機具倉庫がございまして、申請者から始末書を添付し申請を受けております。164-27、165-28は、ともに資材置場への転用事案でございます。工場から出る廃材置場として利用される予定でございます。</p> <p>以上、説明しました28件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、139-2から141-4、161-24から163-26までを意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要があれば補足説明等をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>

議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、139-2、140-3、141-4、161-24から163-26については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、139-2、140-3、141-4、161-24から163-26については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。 次に、議案第59号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
坂 見 主 任 主 事	議案の19ページ、議案第59号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」ご説明させていただきます。 20ページをご覧ください、一番最後のページになります。内訳については、最後の行の記載のとおりです。 内容については、座って説明させていただきます。 申請番号1、●●から北西に位置します空き家に附属する4筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在、遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思われます。 説明は以上です。ご審議をお願いいたします。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第59号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第59号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は、下限面積1aに設定することに決定いたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第34号から報告第38号について事務局の説明を求めます。
本 越 局 長	それでは、私から報告事項の説明をさせていただきます。 報告第34号から報告第38号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページ、3ページをご覧ください。

本越局長	<p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は10件の届出を受理いたしました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>続きまして、4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>5ページから7ページまでをご覧ください。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は11件ございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>続きまして、8ページでございます。</p> <p>報告第36号「東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>東広島市長からの農地の現況に関する照会は、今月分は1件ございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>続きまして、10ページをご覧ください。</p> <p>報告第37号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>農業用施設への転用は、今月分は1件ございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>それでは、12ページでございます。</p> <p>報告第38号「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>農地改良届出の受理は、今月分は2件ございました。内容については、ご覧のとおりでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>事務局からありましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、委員の皆様には長時間にわたり審議誠にありがとうございました。</p> <p>次回11月総会は、11月29日火曜日午前10時から市役所本館3階の303会議室で予定しておりますのでご出席をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で10月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 5番 台川 洋子 委員 7番 岡土居 正弘 委員